



中労委の命令は誤いだ！ 診断書強要行政訴訟提起

東京車両所分会・新幹線地本・中央本部は、東京都労働委員会、中央労働委員会の闘いを通じて、勤務指定表で指定された年休に対して診断書提出を強要したことについて、会社が団体交渉に応じないことは正当な理由のない団交拒否あり、不当労働行為であり救済されるべきであると主張してきた。しかるに中労委は、労働協約の団交事項に該当しない事項は「労使慣行」に従い、労働協約改訂交渉や新賃金等交渉で議論すべきもの、また幹事間折衝は実質的に機能しており、会社の対応として欠けるところはないとして、初審都労委の不当労働行為救済命令を取り消した。

私たちは、労働協約改訂交渉や新賃金交渉、幹事間折衝の問題点を全く無視し、会社の主張のみを採用しての不当労働行為救済命令取り消しの判断は納得できないので、本日、中労委命令の取り消しを求め、東京地裁へ行政訴訟を提起した。

